

令和5年(2023年)12月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 令和5年12月5日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年12月15日(金)

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

遅刻議員

7番 奥 村 仁

早退議員

2番 宮 地 忍

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	宮 原 優
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

8 番 樋 口 泰 生	10 番 瀧 本 攻
-------------	------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、7番 奥村仁議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

なお、定例会中に尾上町長から追加議案の提出があり、議会運営委員会での取扱いについてご協議をいただき、本日の追加議事日程として取り扱うこととさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 樋口泰生議員

10番 瀧本 攻議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

4 番 大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

おはようございます。

令和 5 年 12 月定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12 月 6 日、水曜日、午前 9 時 30 分から、第 1 委員会室におきまして、委員 7 名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案 7 件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第 43 号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員より、公布と公示の違いと公布場所について質疑があり、課長より、公布は条例と規則、公示は要綱等の告示の公告を指し、掲示場所は公布が 8 か所、公示が本庁と支所の 2 か所です。この掲示場所については、既に本条例に規定されていますが、施設名称に関しては、令和 2 年 4 月 1 日に制定されたほかの条例により赤羽会館に名称変更されています。本条例において、この名称変更の改正漏れが判明したことから、今回改正を行うものですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第 44 号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第45号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第51号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

委員より、三重県のバイパス工事の期間はどの程度なのか。また、このバイパスは今後延びていく予定があるのかとの質疑があり、課長より、現在は、バイパスの工事に向け用地の交渉に着手しているところです。事業の期間については、三重県全体の予算配分によると思いますが、今のところ7年から8年程度かかると聞いています。今後、バイパスが延びていく予定があるかについては、トンネルを含めた下地工区と志子工区で2車線化に向けての用地交渉が残っていることから、まずはそれらを進めていくという計画と聞いていますとの答弁でした。

委員より、用地交渉の対象場所と道路の管理について質疑があり、課長より、田の部分から山にかけて用地交渉を進めているところです。現在の計画での山の部分は民有地と伺っています。今回の路線認定をさせていただいた後、バイパスが完成し移管されるまでは、三重県と紀北町のダブル認定にはなりますが、三重県が道路の管理を行うこととなっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、委員より、旧志子小学校の雨漏りの箇所と状況、修繕

の内容について質疑があり、課長より、場所については、校舎と体育館のすき間で、1階天井に当たる箇所で、雨漏りの原因はコンクリート継ぎ目のコーキングの老朽化によるものです。修繕の内容については、コーキング、防水工事として高圧洗浄等の漏水修繕のほか、雨水排水管の老朽化による修繕で、合わせて73万4,000円を計上しています。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、まず、課長から追加説明がありました。

予算書29ページ、第5目の農地費は1,996万7,000円を増額するものですが、そのうち一般土地改良事業461万3,000円を増額は、本年8月15日の台風7号により、下河内頭首工、十須頭首工、三ツ谷頭首工、二又木頭首工、大原揚水機場の5か所の農業用施設に土砂の堆積などの被害が発生しましたので、来年春の作付けに支障が出ないように、土砂などの撤去費用161万3,000円について修繕料を予算計上しています。

また、集中豪雨や地震により決壊した場合、下流域の農地や家屋等への甚大な被害を未然に防止するため、県営事業で耐震対策等を実施します馬瀬地内にある宮谷池のため池等整備事業に伴う本町の事業負担金を予算計上したものであり、本町の負担は事業費3,000万円の10%となる300万円となっていますとの説明の後、質疑に入り、委員より、歳出31ページ、島勝漁村センター管理事業35万6,000円を増額について質疑があり、課長より、本年8月15日の台風7号の強風により、島勝漁村センターの入り口上部の窓ガラスが破損しました。入り口上部で、2階部分の窓ガラスとなります。ガラスは一部破損し、ひびが入っている状態だったことから取替えが必要となりましたので、修繕料35万6,000円を予算計上したものです。

1階には漁協と島勝大敷、2階には桂城出張所が入っていますので、訪れる方にけががないよう、二次被害を防ぐためにも、既存予算を流用し、緊急的に修繕をさせていただきましたので、12月議会へ補正予算をお願いするものです。修理は9月29日に完成し、10月に完成検査をしていますとの答弁でした。

委員より、ガラス修理の予算の流用について質疑があり、漁港管理事業の光熱水費から約10万円を流用させていただきました。また、修繕料からは約25万円を流用させていただき、ガラスの修繕を緊急的に実施させていただいていますとの答弁でした。

委員より、歳出29ページ、一般土地改良事業、宮谷池について、どのような工事内容か、

また、いつ施工されるかとの質疑があり、課長より、宮谷池については、堤体の下流域には人家等があることにより防災重点ため池に指定しており、ため池のハザードマップや耐震点検等のソフト事業に取り組んでいます。近年、突発的な集中豪雨や地震により農業水利施設が被災し、農地だけでなく地域住民の生命や財産、また、公共施設に甚大な被害を与える事例が全国でも起こっていることから、堤体下流域の被害を未然に防止するために事業を実施するものです。

内容としては、送水管の工事は約200m、堤体の補強は約50m、のり面の保護では張りブロックを計画、また、放流の水路工は16mを予定しており、県営事業で実施します。本年度については、路線測量や用地測量、地質調査などを予定しており、令和6年度には実施設計を行い、令和7年度以降に本格的な工事を実施すると県から聞いていますとの答弁でした。

委員より、ため池の横には熊野古道があります。また、上流からため池へは土砂が流れ込んでいます。土砂の撤去についても本事業で併せて実施できないのかとの質疑があり、課長より、上流からの土砂の対応については、地元からも要望されています。土砂の撤去については、本事業でどこまで対応できるのか、県と相談しながら事業を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、委員より、歳出32ページ、修繕料について質疑があり、課長より、修繕については、台風7号の強風により製作場の採光取りが被災したことで雨が室内に入る状態となったため、緊急修繕が必要となりました。さらに、被災は屋根だけでなく、外壁と街灯の一部も破損したため、併せて修繕を行いました。屋根についての費用は約28万円となります。また、今年度の当初予算に製作場屋根改修工事として約460万円を計上し、雨漏りが根本的に発生しないような工事を予定していましたが、工事前に被災したため、緊急に予算計上させていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員より、歳出36ページ、災害対策費の地震・津波災害避難路等整備事業について、費用負担は町のみかとの質疑があり、課長より、費用については25万6,300円です。内容については、町が森林組合に発注して伐採、積み込み、運搬をやってもらいました。ほかに、クレーン伐採に係る部分は、国交省に工事をしていただいていることもあり町負担分は安くなっていますが、国交省のクレーンの手配費用や工事費用については把握していません。森林組合に依頼した分は町の負担ですとの答弁でした。

委員より、森林組合の倒木撤去後の木材の売払いはなかったのかとの質疑があり、課長より、撤去後の倒木については、売払いではなく処分をしていただいていますとの答弁でした。

委員より、歳出36ページ、3、4、5目の事業費について、それぞれの支出の詳細、職員手当の時間外について質疑があり、課長より、消防団詰所等建物管理事業の修繕料30万2,000円は台風7号の被害によるものです。次の河川海岸水防対策事業の修繕料55万円については、台風7号の影響によるものではなく、ポンプの定期点検で発見された不具合であり、ポンプが起動不能の状態であったことから、本格的な出水期を迎えるに当たり早急な修繕が必要なことから、修繕を実施させていただいたものです。災害対策費の時間外手当については、台風7号警戒のための一般職員93名分のものです。地震・津波災害避難路等整備事業の25万7,000円については、台風7号の影響によるものですとの答弁でした。

また、委員より、消防団詰所等建物管理事業の修繕箇所と、河川海岸水防対策事業はどこの排水機場の修繕かとの質疑があり、課長より、消防団詰所については、長島方面隊第1分団1部の三浦消防団詰所です。状況としては、団詰所の前面にあるシャッターが台風7号の強風によりあおられて損傷したので修繕を考えています。河川海岸水防対策事業の修繕料については、旧紀伊長島町時代から設置しています長島の加田地区内にあるポンプの2基あるうちの1基が修繕不能と判明したため更新しています。

三浦の団詰所のシャッターについては、予算が既決された後に実施したいと考えています。

加田のポンプ更新については、本格的な出水期を迎えるに当たり緊急に更新が必要でありましたため、既設予算で修繕を実施し、予算要求させていただきました。

相賀地区避難路の倒木についても、ポンプ更新と同様に避難路であるため、緊急的に既設予算で修繕を実施し、予算要求させていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課所管分について質疑を終了しました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました7案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

改めまして、おはようございます。

令和5年12月定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月7日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長と寮長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、国民健康保険法施行令の改正に伴うと提案理由がありましたが、具体的にどう変わったのかとの質疑に対し、主な点といたしまして、出産被保険者の産前産後の前後4か月間の保険料のうち均等割と所得割を減額するという条例の改正になりますとの答弁でした。

次に、全額ではなく4方式のうちの2つが減額になるということですか。また、紀北町の場合、どの程度減額になるのですかととの質疑に対し、均等割と所得割について、対象となる期間4か月間の減額です。また、所得割については、各被保険者の所得に応じて減額することになっていますとの答弁です。

続いて、均等割については、紀北町では1人につき年額3万8,480円が賦課されています。このうちの4か月分が減額されることになります。

なお、3万8,480円については、40歳以下ですと介護分が賦課されませんので、介護分を引いた額は2万8,200円となり、その4か月分の額が減額されるということになりますとの答弁でした。

続いて、若く出産した場合と40歳を超えた場合と違ってくるのですかととの質疑に対し、40歳以上の方には介護分の加算額が賦課されますが、均等割の減額を40歳で分けているというわけではありませんとの答弁でした。

また、国民健康保険では大体何人ぐらいの方が対象になりますかととの質疑に対し、国民健康保険の被保険者の出生数は、令和元年が6人、令和2年が5人、令和3年が7人、令和4年が4人、令和5年は現在までですが5人となっていますとの答弁でした。

次に、委員から、資産割をいつまでになくすよう三重県は方針を示していますかととの質疑

に対し、資産割は令和11年度までになくすよう方針が出ていますとの答弁でした。

続いて、方針が出ているということは、それまでにはなくさなければいけないということで理解してよろしいですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

三重県で資産割を利用している市町は何市町ありますかとの質疑に対し、12市町ぐらいだったと思いますとの答弁でした。

また、全国で住みたいまち、子育てしやすいまち、いろんなものがあると思いますが、その中でも紀北町はワーストに入っている状態だと考えています。その理由の一つは資産割の賦課でもあると考えますが、当町はいつなくそうと考えていますか。早急に検討していただきたいと思います。いかがですかとの質疑に対し、現在4方式ですが、今後、令和11年度までには必ず3方式にしなければいけないという方針が出ています。住民課においても現在検討中ですとの答弁でした。

続いて、県下で統一した保険料を目指していると思いますが、それはいつ頃を予定していますかとの質疑に対し、三重県の運営方針で、令和11年度までに3方式で統一という形が出ています。その後、すぐに保険料の統一ができればよいのですが難しいようで、まずは3方式に統一させておいた後、徐々に保険料統一をしていきたいという考えであるとのことでしたとの答弁でした。

また、早くから保険料の統一という話題が出ていましたが、やはり資産割がネックになって11年度まで延びているのですかとの質疑に、保険料については、各市町の今までの状況がありますので、一度に統一というのは少し難しいという話でしたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、厚生労働大臣から国土交通大臣と環境大臣に移管された理由についての質疑に対し、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣と環境大臣に移管されるためですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、委員から、歳出16ページの修繕料について、何の修繕ですかとの質疑に対し、8月15日の台風7号の被害による集会所の修繕ですとの答弁でした。

次に、建物共済による保険は全額出ますかとの質疑に対し、修繕額の2分の1となりますとの答弁でした。

続いて、建物共済で補填できない残りの2分の1を、民間の保険へ加入するなどして被害額の全額を補填されるようにできないのですか。また、法律等による決まりがあるのですかとの質疑に対し、建物共済の契約内容については、2分の1の補助が出る以外は把握できていません。法律での規定等についても把握していません。今後、保険の補償内容等について勉強させていただきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について終了いたしました。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、地域支援事業について事業内容の説明をお願いしますとの質疑に、地域支援事業の介護予防については、要介護になるのを予防するための事業で、ちよい減らし+10や、社協に委託しているイキイキ教室等の事業です。任意事業については、配食サービス、緊急通報装置設置事業、高齢者の成年後見制度です。また、生活支援体制整備事業については、社協に委託している支え合い推進員等の事業になりますとの答弁でした。

次に、地域支援事業の介護予防は、委託料として受け入れた金額が実際に事業を行った金額より多かったということですかとの質疑に対し、委託された事業のうち一部実施できなかったものがあったため、償還金が発生しています。介護予防では、社協に委託しているイキイキ教室がコロナの影響で実施回数が減少したことにより事業費が減額となり、紀北広域連合への委託費の償還が必要となっていますとの答弁でした。

また、地域支援事業の任意事業などについても、事業が減少したのはコロナの影響によるものですかとの質疑に対し、任意事業については、事業量の減少ではなく、紀北広域連合からの委託料の確定による償還金となっています。生活支援体制整備事業は、3人体制で委託していましたが、1人途中退職されたため人件費が減額となり、事業費が減額となったことによる償還金ですとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について終了しました。

次に、学校教育課所管分については、委員から、中学校校舎等施設営繕事業について、台風7号による潮南中学校プールの屋根の被害状況と、本会議で副町長が既存の予算を使って修繕を行っているかと答弁していたことから修繕が終わっていると思うが、どの予算を流用して修繕したのかとの質疑に対し、被害状況については、台風によりプール屋根のポリカーボネートの一部が破損し、あと、プール機械室ドアのガラス2枚も破損している状態です。被害面積は、プール屋根627㎡のうちの57.97㎡です。修繕については、災害復旧事業の申請をしていて、国・県の査定待ちとなっており、査定後修繕を予定していますとの答弁でした。

また、破損したままの状態ですかとの質疑に対し、プールの屋根は二重屋根の構造となっていて、下屋根は破損していない状態なので、雨天時に破損している箇所から下のプールに雨水が流れ落ちることはない状況ですとの答弁でした。

次に、プールは使用していますか。また、補正予算額162万8,000円は屋根の破損した箇所とドアのガラス2枚を修復するための見積りでよいですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

また、幼稚園費で人件費が減額しているが、職員が退職したのですかとの質疑に対し、本年3月末に職員1名が退職したためですとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、まず、課長から、歳出40ページ、文化財保護事業53万6,000円の補正の内容については、8月15日に発生しました台風7号の強風により、町指定の文化財、大白神社の樹叢内の木が倒れ、大白神社の神殿及び本殿に倒れかかったため、白浦区から10月に撤去費用の補助をという要望がありました。理事者と協議し、撤去費用の107万1,400円について、2分の1となります53万6,000円を補正予算として計上させていただきましたとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、文化財保護事業についてですが、ホームページの町指定文化財の中には大白神社が含まれていません。実際は町指定文化財として含まれているのですかとの質疑に、文化財については、樹叢ということで、大白神社の周りにある木全体が文化財となっています。その文化財が倒れたことで大白神社の復旧に障害が出ており、まずは早く撤去しなければならないということで撤去費用を計上させていただきましたとの答弁でした。

また、大白神社の木のほうが文化財であって、その文化財が社殿などの一部を潰したので、木の撤去ということでよいのですか。また、大白神社の神社自体がかなり破損している部分

があると思います。それは文化財指定ではないということですかとの質疑に対し、大白神社の建物等については、文化財の指定にはなっていない。この補助金の対象になるのが指定している文化財の修復等になりますので、まず撤去しないと次の動きができないということなので、その費用について補助させていただきましたとの答弁でした。

大白神社以外にも文化財に指定されるような木は紀北町にあるのですか。また、補助の2分の1はどういうふうに決まっているのですかとの質疑に対し、樹木で文化財に指定されているものについては、旧引本幼稚園の園庭に生えているタイサンボクも文化財に指定しています。あと、小山浦の長泉寺の境内にナギの木があり、そちらも文化財になっていて、平成28年に補正予算で土壌改良の補助金を計上して認めていただいています。ほかのものについては把握していません。費用については、2分の1ということで要綱のほうで規定していますとの答弁でした。

また、木が植わっているところは町有林ですかとの質疑に対し、大白神社の所有となっており、所有者に対して補助を行っていますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について終了いたしました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

まず、課長から、今回の補正で歳入歳出それぞれ2億1,729万円を追加させていただきましたが、こちらは医療費等に係る予算です。当初予算で計上した医療費等に係る金額ですが、三重県から示された数字を参考にしました。しかし、その額が少し低かったため、今回約2億円の追加補正をさせていただきました。医療費は例年と変わらない状態ですが、当初予算の見積りが少し甘かったと反省していますとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、今回の増額については、新しく高額な医療費の患者が増えたということではないですかとの質疑に対し、今回、当初予算で医療費に係る予算を、令和4年度の当初予算に比べて約3億9,000万円低い数字を計上させていただきました。その理由としては、例年三重県から示されている見込額を計上しています。この額を示した主な根拠は、被保険者の減少率、令和3

年度、4年度の医療費等を参考にしています。また、今年の医療費は例年と同じぐらいになることが見込まれ、今回約2億円の増額を計上させていただきましたとの答弁でした。

続いて、普通交付金は県が前年度の数字を参考にしながら決定しているのですか。また、県に対する普通交付金の申請は、まず概算で交付される金額が示されて、実績に見合った金額が交付されるということですかとの質疑に対し、三重県の普通交付金の考え方は、令和3年度から令和4年度の医療費の伸び率、被保険者数の減少率等を参考に計算された数字で、あくまでも参考数値です。医療費の実績に伴って県に請求し、交付金が交付されますとの答弁でした。

続いて、2億1,586万8,000円の補正は、当初予算のときに約4億円の減額があり、紀北町が医療費を削減できたことは、ほかのいろいろな事業、健康志向を目指していること等でプラスの部分が出てきたと説明があったと思います。ほかの事業にお金がかかっても医療費に係るところで削減できたらよいということで、判断もしてまいりました。今回の補正で実際の医療費は、当初から比べまだ2億円ぐらいの削減はありますが、今後についてはどのように見込んでいますかとの質疑に対し、確かに、当初予算で約4億円少なくなったのは今までの事業の成果によるものという説明もさせていただきました。医療費の削減については、1人当たり医療費が平成24年度から平成30年度までは県下29市町中29位で一番高い状態ではありましたが、令和4年度は29市町中7位まで医療費が下がりました。そういった点もありましたが、この当初予算の4億円の数字はあまりにも低い数字だったのではないかと反省していますとの答弁でした。

次に、当初予算で低く計上して結果が高くなったとしても、県の負担があるので大丈夫ということだと思いますが、ほかの事業への見方が変わってしまいますので気をつけていただきたいと思います。今年度の3月までにまた補正等も考えているのですかとの質疑に対し、医療費についてはある程度予測をし、予算計上をしています。予測以上に医療費が上がるのであれば、3月に増額の補正がある可能性はありますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

委員から、会計年度任用職員人件費663万5,000円の減額はなぜですかとの質疑に対し、事務補助員1名、介護職員2名の退職に伴う減額です。現在、補充のための求人をハローワークにかけているところですが、応募がないため減額とさせていただいていますとの答弁でした。

また、12か月分の減ですかとの質疑に、事務補助員、介護職員1名分は12か月分の減、年度途中で退職された方はそのまま残していますとの答弁でした。

また、一般職員の退職金は発生しなかったですかとの質疑に対し、会計年度任用職員については、退職金は発生していませんとの答弁でした。

次に、介護職員の時間外勤務、夜間勤務の実施時間と利用者の減少数を教えてくださいとの質疑に対し、時間外勤務は、1人月平均5時間です。夜間勤務は、毎日2名が夜勤に当たっています。増額分は給与改定による単価アップによるもので、夜間勤務の回数が増えたものではありません。サービス収入の減は、利用者が減ってきているということで、これまでの実績と今後の見込みを立てながら減少とさせていただいていますとの答弁でした。

次に、予想より何人くらい減ったのか、夜勤は利用者が何人いるところを2名で行っているのかとの質疑に対し、利用者については、当初46名で見ていたところ、現在は35名ということでかなり減ってきている状態です。現在も特養利用者獲得に向け、努力しているところですとの答弁でした。

また、満床にならない原因はどのように分析していますかとの質疑に対し、赤羽寮の待機者は14名ほどいるのですが、ほかの施設を利用している方や、入院中などであり実際に赤羽寮へ入所希望して待機している方は1名です。この方は今調整中で、行く行くは入所になるかと思います。ほかの施設に比べ利用率が低いということへの分析は十分できていないのですが、担当のケアマネジャーなどに意見を聞きながら、どういうところに問題があるのか、選ばれない理由はどの辺にあるのかを聞き取りしたいと思っていますとの答弁でした。

また、同じ保険料を支払うのなら、きれいなところへ行きたいという思いが皆さんおありではないかと思います。住民の方から聞こえてくることはありませんかとの質疑に対し、利用に関しての苦情やご意見は聞き及んでおりません。これからも利用しやすい環境を整えるよう努力したいと思っていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

委員から、一般会計からの補助金の減額理由及び建設改良費の増額理由についての質疑に対し、一般会計からの補助金の減額については、職員人件費の児童手当16万円の減額によるものになります。また、支出の建設改良費の増額については、主に修繕等に係る費用の増額によるものですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された8案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

10時35分まで暫時休憩といたします。

（午前 10時 18分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10時 35分）

入江康仁議長

続きまして、さきの9月議会定例会において継続審査となっておりました令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

近澤チヅル決算特別委員長。

近澤チヅル決算特別委員長

おはようございます。

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

令和5年9月議会定例会において、決算特別委員会に付託されました令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ各会計の決算認定案件について、去る10月25日、26日に審査を行いました。

それでは、報告いたします。

まず初めに、認定第1号 令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての審査経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議会事務局所管分について、議会事務局長の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分について、総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

男女共同参画の映画の内容と入場者数、そして、課としてどのように評価したのか、また広報などについての質疑がありました。

男女共同参画連携映画祭については、令和4年8月21日に東長島公民館で開催しました。上映映画は「四十九日のレシピ」で、突然の母の死により立ち止まってしまった父と娘が、それぞれ傷を負いながらも2人の若者と母の人生が詰まった一冊のレシピに導かれ、四十九日までの日々を過ごしながら自らの人生と向き合い、再生の道を歩み始める姿を描いた作品であり、50人の入場数がありました。

課におきまして、男女共同参画の推進に関しては、男女平等、男女共同参画は重要なことだと思いますので、これからも推進に努力していきたいと考えている。また、広報きほくとホームページのほか、フレンテみえでも周知をし、また、東紀州連携で実施しているので、各市町においても周知はいただいていると思いますという答弁がありました。

続きまして、町議会議員選挙の1,354万7,000円減額の内容についての質疑がありました。回答といたしまして、主な内容は、選挙公営の負担金880万7,000円の減額です。当初予算の計上で候補者20名分のところ立候補者が17名で、3名分と実績により減額したというお答えでした。

また、職員の健康診査の内容と受診率、そして心のケアなど重要な案件はあったかどうかの質疑があり、健康診査については、バスの巡回によるものと職員が各病院で受診する人間ドックがあり、受診率はほぼ100%。35歳未満の職員と会計年度任用職員は巡回の健診を受けており、検査項目は一般的なものとなります。また、人間ドックについては、受診料の一部を助成している。

平成27年から厚生労働省によるストレスチェック制度の施行が始まり、毎年度職員のスト

レスチェックを実施している。一部には高ストレスの職員も見られましたが、勤務はしていただける状態であるという答弁がありました。

以上で、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分について、財政課長の説明を受け、質疑に入りました。

交付税が当初予算より1億3,400万円増えている。理由はという問いに対して、地方交付税については、低迷する地域経済対策に必要な臨時費目として普通交付税に臨時経済対策費が創設され、再算定により追加交付されたことで増えたものだという答弁がありました。

続きまして、支所及び出張所費に関わるところで、いろんな経費に対して支出があるが、そのとき請求書が来ていろいろ書類を作るのか。その実態はという質疑がありました。それに対して、基本的にはいろいろな現場で作業や工事があつたら、それがきちんと実行されているかを直接確認する等した上で完成認定が出て、それに基づき支払いをしている。請求書が出てくる前に、既に確認作業は終わっているということが基本だという回答がありました。

以上で、財政課所管分についての質疑を終了しました。

次に、出納室所管分について、出納室長の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分について、企画課長の説明を受け、質疑に入りました。

小松原住宅について質疑がありました。2部屋しか使用していないということで、空いている部屋のほうが多くなっているが、2部屋使用の理由は何なのか。修繕とかそういうものをして使えるのではないか。また、これらにつきましては、開発公社が持っていたので火災保険をかけてあると思うが、保険金が出ているのか、そういう質疑がありました。それに対して、小松原住宅は全部で6室あります。その中で、1部屋は移住体験用のお試し住宅として使われております。残りの3室につきましては、雨漏りなどの経年劣化があり、お貸しするにはかなりの改修費がかかるということで、今、空室とさせていただいているという答弁。また、それに対して、費用対効果などを考えると費用がかかりそうで、このまま経過を見ていきたい。保険金については、役場のほうでかけている。保険金としての収入は今のところ使っていないという返事がありました。

また、さらに、台風でも低気圧でも、17m以上風が吹いて被害が出たら保険金が全部出る。役場は非常に弱い保険をかけているのではないか。災害時にしっかり対応できる補償内容のものを公共施設は検討する必要があると思うが。また、財政課でどういう保険に入っているのかという質疑がありました。これに対しては、小松原住宅の保険は町営住宅などと同じ2

分の1の共済の保険が適用されております。全体的な費用と2分の1の負担部分がありますが、その辺をよく見ながら進めていきたいと思っている。市町村共済の建物共済保険に入っていると思う。また、町全体の保険になるので、財政課のほうとも調整させていただきたいという返事がありました。全国的にこういう保険に入っているという財政課からの情報もありました。

続きまして、自治体DX調査研究事業の内容と、デジタル田園都市国家構想推進事業の令和4年度で進めてきた内容、成果についての質疑がありました。自治体DX調査研究事業に関して、職員がデジタルの先進地と言われる福島県の会津若松市に視察に行った旅費の決算額であるという回答。また、デジタル田園都市国家構想推進事業の令和4年度の事業に関しては、大きく2つの事業をさせていただいている。一つは、美村トラベルという5町の観光ポータルサイトをつくっている。こちらのポータルサイトは紀北町のホームページとは違い、総合的に各町それぞれの観光情報をいただくポータルサイトをつくらせていただいている。その負担金が740万8,000円。

もう一つは、デジタルデータ基盤を構築させるもので、内容的には異なるいろいろなシステムやサービス、そういったもののデータを効率的に集約して管理をしていく大きな箱のようなものとなる。今、それを活用しながら、マイナンバーカードを使った5町連携の周遊できるポイントサービスを今年度からしている。その部分の構築費は962万5,000円となっており、併せて1,703万3,000円の予算を使用させていただいているという答弁がありました。

また、研修旅費ということで、このデジタル田園都市国家構想を進めていくため福島県会津若松市に行かれたのだと、先ほどの答弁の繰り返しでしたが、視察の内容をしっかり理解し、それを参考にして進めていってほしい。観光ポータルサイトは、令和4年度で稼働までいってサイトが動いているのか。また、基盤連携で962万5,000円出ているが、令和5年度に向けて確実な動きになっているのかという質疑がありました。それに対して、観光ポータルサイトは、令和4年度中に開設と運用のほうは始めています。令和5年度にも予算を少し使用させていただき、見やすいように改良し、利便性の向上に努めている。連携基盤の活用については、令和5年度、今進めており、もう少ししたらある程度のものになってきますので、各関係機関ないし議会への報告をさせていただく予定であるという答弁がありました。

続きまして、令和4年度の地域おこし協力隊についての質疑が続きました。この活動内容はという部分と、コロナ禍で活動が制限された部分もあると思うが、地域おこし協力隊の方の効果があまり見えない部分があり、地域おこし協力隊の方の事業メニューに対しての評価

は課としてどのようなになっているのかという質疑がありました。答弁といたしまして、令和4年度に活動している地域おこし協力隊の方は4名。1名は都市とのつながりのほうについて、大きなものとして、紀北町しごとカードというものを作っていただき、紀北町にUターン、Iターンで帰ってきた方にインタビューをし、地域の情報を載せたものをカード形式にして中学校、高校に配布している。また、きほくらぼという、ネットの中で皆さんの情報交換の部分もつくっているという1人の地域おこし協力隊の活動内容の説明があり、さらに、2人目として、商工観光課の主管となるが、銚子川のブランドアップ事業ということで、この方はコロナ禍でなかなか外に出て行けない状況がありましたが、今は任用期間を延長し、今年度からかなり本格的な活動をしている。銚子川流域の電動自転車を使ったコースであったり、種まき権兵衛の里ずんべら亭を活用した事業なども進めている。

また、もう一人の方は令和4年9月1日から着任され、紀北町の魅力発信の動画クリエイターの方は、ユーチューブへ動画を定期的に発信している事業を進める傍ら、きほくらしという中で、Instagramなど情報を発信させている。

もう一人の方は、紀北町の移住定住コーディネーターということで、令和4年12月21日、着任になりました。空き家バンクのホームページ、それと移住定住の相談をしていただいております、その方を活用していただいて、アットホームという情報発信サイトがありますが、そこと連携して情報を発信し、空き家の活用のほうはかなり動いてきたような状態となっている。

また、各隊員においては、毎月の報告書を上げている。動画については、発信回数もそうですが、回転数含め、登録者数の伸びに関して毎月報告があります。その中で、事業計画も含め、精査しながら動いているという状況にあるが、なかなか観光面に特化する部分というのは効果が検証しにくい部分があり、情報交換をしながら進めている状況ですという答弁がありました。

また、地域おこし協力隊の事業効果を検証していくことは大事な部分だと思う。各隊員の事務、活動内容を見ながらしっかり検証してくださいという再度の質疑があり、これに対して、地域おこし協力隊の事業の形態として、近隣市町の状況を見ると、事業委託として出されている場合と、本町のように会計年度任用職員として雇用をさせていただいている2種類があると思いますが、放りっ放しではなく、業務の内容の把握、情報共有をしながら進むべきだと思っていますし、そういうふうに進めていきたいという答弁がありました。

続きまして、住宅リフォーム支援事業について質疑がありました。4年度は予算500万円

でしたが、これも目いっぱい行った事業だと思うが、これの経済効果はどうなったのか。主にどんな工事が多かったのか。件数は50件でしたが、この4年度で50件に入れなかった方は何件ぐらいあったのかという質疑があり、答弁といたしまして、令和4年度の実績は50件、工事額は全体で1,819万9,000円となっている。令和4年度の実績としては、内装の改修と畳の改修をされる方が多く、全体の70%を占めているという報告。さらに、令和4年度で選外になられた方は51件です。申請が103件あり、交付決定させていただいて、最終的に補助を使っていた方が50件、辞退者が2名ありますので、51件の方が抽せん漏れになったという事実がありましたという答弁でした。

続きまして、地方バス運行対策事業について質疑がありました。河合線の運行委託で884万7,000円、乗車率はどうなのか。また、河合線については3往復というわけですが、住民の方からも以前から空気を運んでいるのではないかという話はよく聞きます。884万7,000円の委託料に対して、効率的に他の方法を考えることを以前から提案させていただいているが、地域の方々とお話をしておられるのか、そういう質疑がありました。

それに対しての答弁といたしまして、河合線は毎日3往復ずつしている。河合線の全体の利用者としては、令和4年度は1,717人の利用があり、1日平均にすると4.7人となるという答弁があり、その内容は、利用されている方の状況はほぼ分かっており、その中で、やはり朝の便などは福祉施設に通われる方、赤羽方面へ通勤で通われる方、赤羽のほうから午後、昼の便を利用して買物に行く方などが利用されております。絶対数として少なくはなっているが、やはり公共交通として維持していく必要があると考えているという答弁がありました。

続きまして、河合線について、高額な予算ではないのかという再度の質疑もあり、改善をこれから進めていくべきではないかという思いも委員から語られました。

また、そのほかに、免許証を返納された方は運賃が半額になっているが、免許証更新を流してしまった方、また、もともと免許を持っていなかった方も高齢化されており、その方たちは半額ではなく100%負担なので何とかしてほしいという声もよく聞くが、検討されているのかという質疑、また、今の交通弱者、もともと免許を持っていない方も含めて考えていくのは、バスに乗って外に出るということは精神面でも健康面でも高齢者の方が生き生きとこの地域で暮らしていくためには必要なことだと思うので、ぜひそういう方も運賃をあまり気にせずに乗れるようにしてほしいという住民の声がある。1万円のカードを買ってもすぐなくなってしまうという声があるということが紹介されました。

これについては、全体の中で、総合的な中で考慮していきたいと考えているという答弁が

ありました。

続きまして、えがおについての質疑がありました。増加が4.84人ということで、絶対数としては、以前は紀伊長島地区が多く海山地区が少ないという状況があったが、令和4年度も変化はないのか。長島地区のほうは歴史的にいろんなことがあり、多い理由となっている。その理由をどのように分析されているのかという質疑がありました。

これに対して、えがおの実績として、令和4年度に比べて1日の平均回数は約4.56回の増加、延べ人数として1日4.84人の増加で、令和3年度に比べて令和4年度のほうが増加している。そして、やはり全体的には紀伊長島地区のほうの利用者が多い実態となっている。紀伊長島地区の方は、やはりもともとタクシー会社があり、タクシーを利用されていた地域性もあるという部分と、海山地区の方に関しては、バスも町中を走っている。また、もともと乗合をされるという地域性もあるのかなということで、以前からそうお答えさせていただいているという答弁がありました。

さらに、公共交通については、公共交通調査研究事業100万円はどういう事業なのかという質疑がありました。公共交通の現地調査に入っていた分と、住民懇談会の開催に要した費用ですという答弁があり、現地調査とは具体的にどうなのか、住民懇談会の内容について質疑がありました。町内のバス停での聞き取り調査と乗車した方への聞き取り調査、それと実際、調査員が同乗しての動向調査をしました。そして、報告書として出来上がっているという答弁がありました。

以上でもって、企画課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、税務課所管分について、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

個人町民税の不納欠損額の内容はという質疑がありました。まず、件数については、令和4年度は185件、令和3年度は301件です。執行停止の処分を経たもの、時効を迎えたもので権利が消滅した債権については不納欠損処理を行い、執行停止については、滞納処分をすることができる財産などがない場合や、滞納処分により生活を著しく逼迫させるおそれがある場合などに行いますという答弁がありました。

令和4年度185件に至った経緯はどういうものなのかという詳しい説明を求める質疑がありました。また、それに対して、ただ時効を迎えさせるわけではなく、金融機関の財産調査など財産の有無の確認をした後、滞納処分を行いますが、3年を経過したものについては不納欠損処理を行います。また、最近はよく外国の方が所在不明となり、不納欠損をしておりますという答弁がありました。

現年度分の不納欠損については、所有者が亡くなり、相続人の方々が相続放棄をしたので、地方税法に基づき即時欠損を行う場合もあるという答弁が追加されております。

固定資産税の現年度分で2万4,400円の不納欠損があるが、これはどういうものなのかという質疑に対しまして、催告書などを送付した後、窓口や電話で納付相談を受けるなどして……ごめんなさい、先ほど間違えました。固定資産税の2万4,400円の不納欠損のところは現年度分の不納欠損というところでした。所有者が亡くなりというところはその部分の答弁でしたので、訂正させていただきます。固定資産税現年度分2万4,400円の不納欠損分はどのようなものかというところが、現年分の不納欠損で、所有者が亡くなり、相続人の方々が相続放棄をしたので、地方税法に基づき即時欠損を行いましたというのがこの答弁でありました。どうも失礼いたしました。調整し、訂正させていただきます。

続きまして、歳入で、少しずつではあるが令和4年度の徴収率が上昇しており、これはどのような方法で上がったのかという質疑がありました。催告書を送付した後、窓口や電話の納付相談を行うなど、収納率の向上に向け、納税者と連絡を密に取る努力をしているという答弁がありました。

以上で、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、住民課所管分について、住民課長の説明を受け、質疑に入りました。

委託料1,065万7,730円、使用料781万8,032円は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付に係る経費ですかという質疑がありました。これに対しましては、コンビニ交付事業に係る経費は総額で514万3,901円です。委託料のうち、税証明データ更新業務19万8,000円、ソフトウェアの保守19万8,000円、使用料及び賃借料のうちクラウドサービス利用料380万4,000円などがありますという答弁がありました。

また、集会所の維持管理に関する質疑があり、集会所は54施設とあるが、そのうち木津集会所が交付金を断っているという説明があった。断っている理由は何なのか。木津以外にも使用していない集会所はあるのかという質疑に対しましては、集会所1施設当たり一律5万円の維持管理交付金を交付しています。木津集会所については、現在全く使用しておらず、地区の方々からも維持管理交付金の申請がない状況でこうなりました。ほかの集会所については、そういうことはありませんというお答えでした。

入江康仁議長

近澤議員、ちょっと途中なんだけれども、これ、予算の決算なもので、この数字だけは間違えんように。これ、389万4,000円のところ、380万円と言うたんかな。

近澤チヅル決算特別委員長

ああ、ごめんなさい。

入江康仁議長

数字だけはきちんと報告してください。

近澤チヅル決算特別委員長

ソフト事業のところ。

入江康仁議長

そうです。そうです。

近澤チヅル決算特別委員長

389万4,000円。

入江康仁議長

クラウドサービス利用料というところね。

近澤チヅル決算特別委員長

失礼いたしました。クラウドサービス利用料389万4,000円と訂正させていただきます。失礼いたしました。

続きまして、さらに、コンビニ交付について他の委員から質疑がありました。負担金補助及び交付金でコンビニ交付システム負担金があり、役務費に手数料があるが、支出内容は。また、コンビニ交付システムが開始されて以降、全国どこでも様々な証明書が受け取れるようになりましたが、どれぐらいの利用実績がありますか。実態をお願いしたいという質疑に対しまして、負担金はコンビニ交付を行う市町が負担するもので、69万963円を支出しています。役務費では、コンビニ事業者へ交付手数料として1件当たり117円を支払っている。コンビニ交付については、令和2年1月から開始されているが、令和4年度は合計1,301件の交付があり、令和3年度が900件だったので、年々住民の皆様に浸透して利用件数が増えているという答え、また、住民票が515件、印鑑証明が357件、戸籍証明が297件、そのほか……292件、失礼いたしました。そのほか税証明等がありますという答弁がありました。

以上で、住民課所管分についての質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分について、配食サービスについて、予算額より決算額が32万8,000円少なくなっている理由と、財源内訳のその他が増えている理由を教えてくださいという質疑がありました。そして、配食サービスについては、民間のサービスなどもある中で、利用者の推移はどうなっているのかという質疑も続いてありました。配食サービスについて、

財源内訳のその他894万1,000円の内訳は、個人負担分が494万円、それ以外は地域支援事業受託事業収入分でありますという答えがありました。また、令和4年度から紀伊長島地区もヤマショーが受け持っている。人数の推移は、紀伊長島地区が令和3年度38人、令和4年度59人、海山地区が令和3年度47人、令和4年度55人とそれぞれ増えている。合計で、令和3年度85人から令和4年度114人と29人の増加となっているという答弁がありました。

また、配食サービスについて、以前はメニュー表があつて、安否確認の確認表とともにメニュー表もついていたが、このメニュー表については、何が今回来るのかよく分かるし、また、同じおかずを夕飯などに用意してしまうこともなくなるので、メニュー表の再配布についてどのように検討されているのかという質疑がありました。配食サービスのメニューについては、事前の把握は利用者にとってよいことと思うが、仕入れの都合などもあつてメニューを発行していないとも聞いている。現状を確認しますという答弁がありました。

また、ねたきり老人等福祉保健手当の給付に関する経費で、介護保険を利用せずに自宅で暮らす方の紙おむつ補助に5,000円が支給されているが、20年間この金額は変わっていない。介護保険利用料は上がっているし、保険料も上がっている。物価高の中で、補助金額の改善の必要があると思うが、いかがですかという質疑がありました。これに対しましては、ねたきり手当額については、予算との調整もあるので協議させていただきますという答弁がありました。

さらに、保健衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業、臨時予防接種について、ワクチンを保管する冷凍庫は、集団接種が行われていない中で利用状況はどうなっているのかという質疑などがありました。冷凍庫は福祉保健課に隣接する部屋に設置しており、全部で3台あります。現在は各病院などでの個別接種で実施していますが、ワクチンは国から福祉保健課にまとめて納品され、各病院等には福祉保健課から配送しているので、各病院に配送するまでの保管庫として利用しているという答弁がありました。

また、さらに、ワクチンの納入は大量ではないと思うが、3台の稼働状況について詳細という質疑があり、モデルナとファイザーなどワクチンによって管理温度が違うが、冷凍庫を分けて保管しております。ワクチン自体は即時納入されますので、常時稼働している状況ですという答弁がありました。

以上で、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

入江康仁議長

近澤議員。

近澤チヅル決算特別委員長

また違いましたか。

入江康仁議長

違う違う。質疑やもので、質疑ということと、それで答えとか返事とかと言わないで、答弁で一括してやってください。

近澤チヅル決算特別委員長

答弁がありました。どうも失礼いたしました。

続きまして、老人ホーム赤羽寮所管分について、老人ホーム赤羽寮長の説明を受け、質疑に入り、老人福祉費受託事業収入として211万円とのことですが、他市町村からの入所者は何名ですかという質疑がありました。これに対して答弁が、町外からの入所者は現在2名ですが、令和4年度中は1名です。

また、1人211万円ですか。地元なら幾らですかという質疑がありました。これに対して答弁は、1名分で211万円。利用者個人の負担金ではなく、所在する市町村の負担金で211万180円ということです。また、地元の方ですと、概算ですが1人月17万円ぐらいなので、約200万円強が一般的かと思われますという答弁がありました。

以上で、老人ホーム赤羽寮所管分について質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分について、環境管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

環境衛生費の委託料不用額約990万円は国に返還したのかどうか。また、清掃費の不用額3,662万円の内訳は燃料費、光熱水費と説明があったが、内容をお願いしたいという質疑。また、ここ数年、燃料費が上がっているが、施設の整備をしたことで燃料費の支出を抑えることなどができたのかという質疑がありました。委託料不用額の990万円は、国から補助金が入っていませんので、国へ返還することなく不用額という形で処理をしております。清掃費の不用額については、燃料費が148万1,793円、光熱水費426万7,268円などです。清掃費の不用額全体では、塵芥処理費が主なものですが、RDFなどの処分委託料などが主な不用額ですという答弁があり、さらに、燃料費が少なくなった主な原因については、両リサイクルセンターの燃料費は毎月入札しているが、その入札差金が積み重なったことも要因であると思われるという答弁がありました。

続きまして、地域再生可能エネルギー導入目標策定事業が未執行ということですが、なぜ未執行になったのかという質疑がありました。これについては、地域再生可能エネルギー導入目標策定事業に係る計画ですが、昨年度から3回国へ申請を行ってきましたが、応募数が

多いという理由で未採択となっていました。令和5年4月に採択されましたので、6月補正で予算計上し、事業を執行しているという答弁がありました。

また、火葬場について質疑がありました。浄聖苑とやすらぎ苑の2か所あるが、浄聖苑は職員2人体制で勤務体制に問題はないのか。また、霊柩車1回につき平均時間はどれぐらいなのかという質疑。火葬の件数はそれぞれの苑でどうなのかという質疑がありました。

これに対しては、勤務体制については、昨年は新型コロナウイルス感染症の対応で、浄聖苑職員2人では対応が大変ということで、本庁職員も現場や夜間・休日の電話対応をしてまいりました。令和4年度の火葬件数は、浄聖苑は人体178件、動物個別41件、動物合同23件ですという答弁がありました。また、霊柩車については、浄聖苑が149件、やすらぎ苑が134件であり、霊柩車を利用した場合の時間は、場所によって違うが、1時間半程度は要しているという答弁がありました。

火葬件数は、ここ数年の動きに変わりはないのか。勤務体制について、36協定とか労働条件、休暇の取得などはきちんと守られているのかという質疑がありました。それに対して、火葬件数はここ数年160件程度で推移していたが、昨年は178件で、新型コロナウイルス感染症で亡くなられる方がいましたので例年よりも件数が増えました。動物の個別火葬は増えております。また、勤務体制について、労働条件については、有給休暇を年間20日程度取得しています。また、36協定にも締結し、労働環境は守られているという答弁がありました。

さらに質疑がありました。環境衛生費の環境保全監視調査事業で土壌等とありますが、具体的にどういうものなのか。数値に異常は出ていないのかという質疑に対して、土壌等とは、地面の土を採取し、採取した土砂を環境省の項目に基づき、30項目の成分分析を行っている。令和4年度は6か所の土壌分析を行った。具体的な場所は、環境施設の海山不燃物処理場や長島不燃物処理場、その他は環境への影響が危惧されている残土処分場などの下流の町有地で土壌分析を行っている。環境基準を超えるものは一切出ておりませんという答弁がありました。

以上で、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、農林水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

有害鳥獣事業について、猟期と猟期以外では補助金が出る、出ないという認識があると思うが、補助金が出るときに駆除したいと考える猟友会員はかなりいると思う。猟期を含め、全体的な数は役場では把握しているのか。駆除の頭数はどれぐらいなのか。また、シカとイノシシは増えていると思うが、どれぐらい増えているのか把握できているのか。そのうちど

れぐらいが駆除されているのか。動物を増やさないためには、雌を駆除するなどいろいろな方法があると思うが、猟友会の方にはどのような駆除を実施していただいているのかという質疑がありました。

これに対して、猟友会員の捕獲駆除の報償費は、令和4年度についてはイノシシ172頭を捕獲駆除しており、1頭当たりの単価が8,000円、137万6,000円を支払っております。シカは552頭を捕獲駆除しており、こちらも単価が8,000円ですので441万6,000円を払っている。また、サルは47頭を捕獲駆除しており、単価は1頭当たり1万8,000円のため、84万6,000円を支払っている。このため、イノシシ、シカ、サルの捕獲駆除報償費は合計で663万8,000円を支出しているという答弁がありました。

イノシシとシカがどれぐらい増えているのかは把握していないが、前年度捕獲駆除したからといってイノシシやシカが減っているわけではなく、毎年報償費を支払っている。毎年捕獲駆除しているが、頭数は増えており、被害も相当あるという答弁がありました。

子どもを産む雌を捕獲すれば頭数自体も減るものと思いますが、猟友会の中には捕獲おりにやくくりわなで捕獲駆除する方もいますので、雌だけを捕獲駆除するのも非常に難しいと思いますという答弁。

さらに、令和4年度の猟友会員は59名の方がおり、そのうち有害鳥獣捕獲でイノシシ、シカ、サルを捕獲駆除した方は28名です。猟友会の中にはアナグマ等を捕獲駆除していただいている方もいますが、イノシシとシカ、サルを捕獲駆除していただいた方は59名中28名でした。猟友会員全員で捕獲駆除できれば多くの頭数を駆除できますが、仕事を持っている方もおり、また、駆除に行きたくても行けない猟友会員もいると考えておりますという答弁がありました。

さらに、三浦地区有害鳥獣用の焼却炉について質疑がありました。稼働状況及び動物の種類、処分に係る費用などについての質疑がありました。三浦地区には、動物用の焼却炉については、三浦自治会に焼却処分を委託し、手数料を支払っている。令和4年度の焼却処理の実績については、イノシシが80頭、シカが166頭、サルとアナグマなどの小動物が19頭で、合計265頭を焼却処分している。265頭の動物が持ち込まれているが、中には大きな個体もあり、分けて焼却している。焼却回数としては294回、日数としては162日稼働しております。手数料の単価は1回当たり1,000円としており、令和4年度は三浦自治会へ29万4,000円を焼却手数料として支払っているという答弁。

また、焼却処理に関しては、燃料代、光熱水費として電気代と水道料金の費用がかかって

おり、燃料の灯油は5,193ℓを使用し、69万5,207円を支払っている。電気料金については3万6,697円、焼却の作業をしていただいた後の手洗いの関係もあるので水道を引いており、水道料金は8,316円となっているという答弁がありました。

さらに、猟友会員はどのような捕獲方法で行っているのか。また、大白公園などはシカ、イノシシが極端に多いため、ある程度捕獲したほうがいいのではないかという話もあります。極端に多いところで動物を捕獲するというようなことを実施したのかどうかという質疑がありました。

それに対しての答弁といたしまして、捕獲駆除方法の種類については手元に資料がありませんので、猟友会の方々がどの種類の免許を持っているのかを説明させていただきます。散弾銃を持っている方は35名、空気銃は2名、ライフル銃は7名、わなについては41名が持っております。複数の種類の免許を持っている方がいますので、猟友会員59名には合致しません。猟友会員59名のうち18名は銃器のみで、わなのみは24名、銃器とわなの両方を持っている方は17名となっている。

また、捕獲方法については、猟友会の方々に聞いたところ、捕獲おりやわなを使用する方もおり、数名で山に入り、追い込んで銃器を使用する方法があるということでもあります。また、大白公園の芝生部分では、シカのふんが多いとか子どもたちが遊びたくても遊べないような状況があることがあり、許可を持って有害捕獲を実施しているという答弁がありました。

また、さらに、三浦のこの焼却炉についての質疑がありました。猟期中に捕獲した動物の焼却に使用できず、どこかに埋めなければならないという話を聞いたが、現実はどうなのかという質疑がありました。それに対して、三浦地区の焼却炉での処分は、有害鳥獣捕獲許可を持って捕獲駆除をしていただいた動物等についての処理としています。このことから、イノシシ、シカでは有害鳥獣捕獲許可によるものではなく、狩猟で捕獲した個体については、三浦の焼却炉では焼却処分はしておりませんという答弁がありました。

以上で、農林水産課所管分についての質疑を終了しました。

次に……

入江康仁議長

近澤議員、大丈夫ですか。ちょっと休憩を入れましょう。

近澤チヅル決算特別委員長

休憩を入れますか。

入江康仁議長

いやいや、いけるんだったらこのまま続けますけれども。

近澤チヅル決算特別委員長

休憩を入れてください。

入江康仁議長

ああ、そうですか。

近澤チヅル決算特別委員長

長くなりました。すみません。

入江康仁議長

それでは、報告の途中でございますが、1時まで昼食のため……

近澤チヅル決算特別委員長

そしたら、もうちょっと続けますか。

入江康仁議長

中途半端になるものでね。1時まで昼食のため暫時休憩とします。

(午前 11時 36分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

休憩前に引き続き、決算特別委員長の報告を続けて行います。

近澤チヅル決算特別委員長。

近澤チヅル決算特別委員長

それでは、午前中に引き続き報告をさせていただきます。

商工観光課所管分から行います。

商工観光課長の説明を受け、質疑に入りました。

まず、キャンプ i n n 海山について使用料、報償費など詳しい説明、また、備品などについての詳細はどうかという質疑がありました。これに対して、報償費については、キャンプ

i n n海山の施設使用料から目的地を差し引いた額の70%を報償費については支払っており、その額が2,142万6,447円、また、指定管理料として2,923万3,600円支払っているため、金額の合計は5,066万47円となるという説明がありました。また、備品については、コテージ用食器37万5,470円、ガス給湯器14万800円、炊飯器7万3,920円、自転車5万4,560円となり、備品については、町の備品として購入している。修繕料については、30万円以下の小修繕については指定管理者で負担していただいているという答弁がありました。

入江康仁議長

近澤議員、ここが、目標値のことを目的地と言ったんだ。全然意味が違ってくので。

近澤チヅル決算特別委員長

ごめんなさい。失礼いたしました。答弁の中で、報償費などについて「使用料から目標値」が正しいものでございます。違った言い方をしたようで、訂正しておわびを申し上げます。訂正してください。目標値でございます。

続きまして、観光振興PR活動事業補助金1,831万円はどういったものかという質疑がありました。観光振興のPRとして紀北町観光協会に支払っているという答弁がありました。

また、小規模経営改善普及事業費補助金1,162万円はどういうものなのか。また、その中で補助金の金額が一番大きな事業はという質疑があり、答弁は、みえ熊野古道商工会へ支払う補助金となる。概要としては、経営改善普及事業指導費、紀勢自動車道地域振興施設振興事業、需要開拓・ブランド化推進事業、外国人技能実習生共同受入事業、青年部・女性部活動推進費、その他の経営改善普及事業費などという答弁がありました。そして、一番大きなものは外国人技能実習生共同受入事業という答弁でした。

それに対して、この事業は外国人を受け入れるものであるが、どういった受入れ事業者がいるのかという質疑がありました。そして、さらに、みえ熊野古道商工会に補助金を出している以上、丸投げではなく、商工観光課のほうでもある程度の状況把握は必要かと思うという質疑がありました。答弁としましては、受入れ事業者は水産加工業が多いと聞いているという答弁で、また、商工観光課のほうでも把握などに努めたい、そういう質疑に対しては、よく分かりましたという答弁がありました。

続きまして、主要事業の成果について、がんばろう商品券事業、きほく子育て・生活支援商品券事業、物価高騰対策生活支援商品券事業について、結果をとという質疑がありました。それに、小規模店舗の換金実績は全体の3分の1ほど。町内の大型チェーン店舗が取り扱う商品は日々購入する食料品や生活用品であるため、レジなどで使用しやすい商品券を使用す

ることが多いと思われます。しかし、町内の飲食店での外食や町内業者の知人から、電化製品の購入など住民からの声をいただいている。商品券の実績値による可視化はできなかったが、一定の地域消費の底上げになったのではないかとされるという答弁がありました。

3分の1の換金とはどういった事業に当たるかという質疑がさらにありました。小規模事業者とは、比較的大きな店舗であります。例えばオークワ、プライスカット、ドラッグセイムス、ココカラファイン等、それ以外を小規模店舗として捉えているという答弁がありました。

また、続きまして、みえ熊野古道商工会での換金サイクルについて、小規模事業者は換金までに手持ちの現金がなくなるために対応に苦慮しているという声を聞いたが、結果的にそういう声は届いているかという質疑があり、その答弁としては、みえ熊野古道商工会にも聞いているが、特に目立った苦情というものは聞いていないとのことでしたという答弁がありました。

続きまして、銚子川の清掃委託料や駐車場の自動徴収機設置等で令和5年度へどのようにつなげることができたのかという質疑。そして、令和3年度、4年度の費用の差について、人員の状態、実態などについて質疑がありました。これに対して、まず、令和3年度として、魚飛溪駐車場の収入、費用として、合わせてですが7月と8月で約330万円の収入に対し、徴収員等の費用は約400万円でしたので、約70万円の赤字でした。令和4年度に種まき権兵衛の駐車場に料金徴収機を設置。約450万円の収入に対し、警備費用、徴収員費用、職員人件費の合計費用が約220万円で、約230万円の収益があることから、料金徴収機を導入したことによる費用改善はなされたと考えている。また、駐車場混雑による路上駐車対策についても、昨年度から県道沿いにバリケードを設置し、警備員も配置しているので、路上駐車も少なくなってきた印象がありますという答弁がありました。

また、人員については、令和3年度と令和4年度については、シルバー人材センターに委託している人数についての増減はさほど変わっておらず、警備会社に委託している人員を削減することで費用が抑えられたという報告がありました。

以上で、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について、建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

住宅管理費の委託料で123万4,800円の不用額がある。理由はという質疑があり、主に木造住宅耐震診断等事業に係る委託料の事業精算で、耐震診断に関して予算では60件の見込みをしていたが、実績では34件の申込みとなり、その差が123万4,800円の不用額となったという

答弁がありました。

以上で、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について、危機管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

報償費について、退団者が47名で多いように思う。その理由は。また、いつも年間何人ぐらいの方が退団するのか、そういう質疑がありました。これに対して、退団者について、昨年は補正予算で45名分を計上した。これについては、前年度に報償費等の改定と、消防団の定員数を削減させていただいた際に、改めて各消防団の方に仕事等で出られない方などいるのかいないのかということを含めて精査していただき、結果、45名の方が退団されるということになりました。補正では45名で、それ以外の方で2名おられたので、全部で47人となり、過去3年間の退職報償金を精算しているが、大体通年は15名程度で精算をしているという答弁がありました。

また、車両についての質疑がありました。消防団車両は何年ぐらいをめどに更新しているのか。消防団車両を見ていると悪いのは一つもないと思うが、その基本をまず最低15年にするとか、費用対効果の問題も考えないといけないが、大災害のこともあり、全体を見て考えてやってもらいたいという質疑がありました。これに対して、消防団の車両に関しては、中里の消防団の詰所に配置した車両の1台分を更新している。また、以前は10年間で大体変更していたが、あくまでそれらは基準であり、10年を超えても走行距離や車の状態を考慮して更新を考えていますという答弁がありました。

また、委託料が1,456万6,400円残った原因は何なのかという質疑がありました。委託料については、汐ノ津呂排水機場の詳細設計が入札の結果、予算額から差金がかかり出た。これについて、本来であれば3月補正等で減額すべきところではありますが、大きい金額なので、何かの変更があった場合を考慮し、減額するのが危ぶまれると判断したため、不用額として残させていただきましたという答弁でした。

その他、ハザードマップについても質疑がありました。実際には広報と一緒に配っておりますが、町民の皆さんに行き渡らせるためにどのような工夫をされたのか。また、せっかく配っていただいても見ていないという話も聞きます。そのようなことも考えて、その点についてこれからどのように改善されていくのかという質疑がありました。

それに対して、ハザードマップの配布については、広報に折り込みをし、作成部数については8,000部。広報以外での周知方法は、本庁舎と海山総合支所に在庫を保管しており、必要とあれば配布させていただくことや、住民の方で転入された方についてはハザードマップ

と防災行政無線戸別受信機などを配布させていただく際に渡させていただいている状況です。アパート暮らしの方に関しては、紀北町ホームページにも同じものを載せている。そちらのほうでも周知ができるのではないかと。また、周知や啓発の方法については、今までもいろいろ検討しているが、さらに検討を重ねていきたいという答弁がありました。

以上で、危機管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

奨学金についての質疑がありました。740万円程度の滞納額、件数、一番多い方の滞納額は幾らか。また、全ての人が確認されているのかどうかという質疑がありました。奨学資金の滞納者は、人数は26名で、最高額が96万円です。通知書を送付したり、連絡が取れば連絡している。その中で、4件については反応がないような状況で、直接の連絡が取れていないという答弁もあり、今後さらに何とか対話できるところまで持っていきたいという答弁がありました。

続きまして、工事費で1,174万6,457円、相賀小学校のLEDの工事と西小学校の水道工事と聞いたが、どんな工事なのかという質疑がありました。西小学校の水道が昨年以前から濁りが出ており、昨年の12月補正の際に計上して、外から配管を引っ張ってきて廊下の手洗い場所へ配管を接続する工事となります。老朽化した配管が落ちたというのは今年度の話で、応急的に修繕をしています。額面的な部分は、水道工事に関しては詳しくは資料を持ち合わせていない。また、相賀小学校の照明LED化の工事については330万円です。その他、幾つかの修繕工事を行っているという答弁がありました。

さらに、水道の水について、飲料水が濁るということがあって、5年度になって破裂したという話があるが、全体的に老朽化しているという、そういう見方でいいのかという質疑がありました。それに対して、全体的に老朽化しています。さびの水が出たりして、飲むに当たってはそこまで影響はないというようなことも言われておりますが、やはり何かがあるといけいないので飲まないようにして、水筒などを持ってきていただいたり、別の場所から水をくんできているというような状況が続いているという答弁がありました。

以上で、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

紀北健康センターに3,700万円の指定管理料を払って、町に2,871万8,760円の使用料が入っている。これは830万円の赤字ということなのか。また、町の会計についての結果とNPO法人海山スイミングクラブの会計の結果を分かりやすい表にまとめた資料の提出をお願い

したいという質疑がありました。これについては、紀北健康センターのほうから資料を提出してもらい、なるべく分かりやすくなるように努力するという答弁がその場であり、先日、一覧表を配布していただきました。

以上で、生涯学習課所管について質疑を終了しました。

次に、水道課所管分について、水道課長の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で……

入江康仁議長

違う。討論、採決。

近澤チヅル決算特別委員長

一般会計歳入歳出に係る全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課長の説明を受け、質疑に入りました。

高額医療費の件数、病気の内容が分かるか。また、普通の所得がある方の自己負担額の区分、計算方法という質疑がありました。これに対して、現在把握が難しいので、後日回答ということで回答がありました。また、課税所得については、145万円から380万円未満の方ですと月額8万100円に支払った医療費から26万7,000円を引いた1%を足して、それを超えた部分が高額医療費となるという答弁がありました。

また、次に、特定健診についての質疑がありました。受診率が46.1%。受診率が上がると交付金が多くなると思うが、受診率が県下でどのように推移してきたのか。令和3年の順位など詳しい説明をとという質疑がありました。現在、令和4年度は、確定ではありませんが受診率が46.1%になっている。この数値が県平均を超えると、金額をはっきり今言うことはできないが、三重県から交付金が交付されます。受診率の推移ですが、現在、令和4年度については速報値ですので、県内順位については把握はまだしておりません。10月が特定健診の確定月ですので、これから各市町の数値が出てくる予定です。令和3年度は43.2%でした。そこから見ると2.9%増えており、令和3年度の三重県の平均値は43.8%でした。推測ではありますが、令和4年度は平均値を超えたのではないかと考えている。46.1%の受診率は、

今までの紀北町での最高の数値となるという答弁がありました。

また、さらに、三重県内で無料の市町が多いのかという質疑。また、自分の健康に関わることを行政のほうで把握していただき、住民の健康増進には本当に役立つと思うが、この特定健診の受診の推進を頑張っていたきたいという質疑がありました。これに対して、特定健診は平成20年度から始まり、始まったときは20.3%で、県順位は29市町のうち28位でした。その後、21年は27位、22年は29位、23年は29位と県内で下位でした。その後、平成24年度から特定健診の受診料1,000円を無料にし、平成24年度は32.6%で20位となった。それ以降の順位は、三重県の中でほぼ真ん中ぐらいです。受診率は常に上がってきている。昨年度46.1%という、再度その答弁がありました。頑張っていきたいという答弁もありました。

続きまして、未就学児の均等割の減額が昨年から実施されたが、子どもの数は減っていると思うが、何人ぐらいの方が対象になっているのか。また、全体の状況をという質疑がありました。令和4年度の未就学児の均等割軽減の対象になった方は22人です。全体で43人で、均等割軽減の対象者は22人ですという答弁がありました。その対象者は就学前までという答弁もさらにありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして採決いたしました。

続きまして、認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課長の説明を受け……

入江康仁議長

近澤議員。

近澤チヅル決算特別委員長

また間違いましたか。

(「決定を採決いたしました」と呼ぶ者あり)

近澤チヅル決算特別委員長

ごめんなさい。また間違いました。訂正させていただきます。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課長の説明を受け、質疑に入りました。

普通徴収保険料について、後期高齢者になってくると納付してもらうのが困難になっているのではないかという質疑がありました。これに対して、後期高齢者医療保険被保険者の保険料については、一部で普通徴収を行っている方もいますが、ほぼ年金から徴収しているという答弁がありました。また、普通徴収になる方の大きな理由として、後期高齢者医療保険に加入した年は年金で引かれることがなく、1年後に年金天引きが始まる。後期高齢者医療保険へ保険制度が変わることで未納が発生した場合、本人が未納であることを督促状などの通知で知らせている。そういった形で気づく方は、支払いの月がずれてしまい、現年度で完納できずに次年度の初めぐらいまでかかってしまい、滞納繰越分に一定の額が入ってきている状態です。この制度の変更に伴う未納の発生をなくしていけるよう、住民の方に対しての周知を行うなど、課として取り組んでいます。なお、居所不明などの方もいまして、収納が難しいところもありますという答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

老人ホーム赤羽寮の説明を寮長から受け、質疑に入りました。

基金の残額について、説明の中では分かりにくい部分があるので詳しく説明してほしいという質疑がありましたが、寮長から詳しい説明があり、令和4年度の決算としては3,370万5,000円を取り崩したということで、残額は912万2,679円ですという答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

繰延収益の合計は10億円で間違いないのか。借金の合計は。また、企業債の借入れ先はどこかという質疑がありました。繰延収益の合計については、10億261万3,197円となっている。また、企業債の合計としては13億3,352万1,935円あります。企業債については財政融資資金ですので、国からの借入れとなりますという答弁がありました。

それに対し、借入れに対する補助金はあるのか。また、13億円ある借入れのうち、過疎対

策事業債の自治体負担分は3割となるが、実質的な借入れ金額は幾らなのかという質疑がありました。答弁は、交付税算入のある起債については、過疎対策事業債、簡易水道事業債があるのですが、現在借入れしている上水道事業債については交付税算入がありませんので、100%の償還となります。また、実質的な企業債の借入れ金額については10億3,040万5,385円という答弁が重ねてありました。

続いて、水道事業会計において、資本的負債と繰延収益については同額程度と認識しているのでしょうかという質疑に対して、そのとおりですという答弁がありました。

さらに質疑が続き、損益計算での正確な数字などについて質疑がありました。また、今後設備投資をしていく中で、年間の減価償却費はどのくらいあるのか。設備投資は今後も実施していくのかという質疑がありました。そして、減価償却は定額なのかという質疑が続きました。

これに対して課長から、実質的な企業債10億3,040万5,385円から繰延収益の10億261万3,197円を差引きした金額となりますので、企業債のほうプラスの2,779万2,188円となる。また、損益計算書では経常利益が109万5,253円となるので、実質的には赤字ということではない。また、減価償却費については1億7,258万4,285円となるという答弁。さらに、設備投資は今後も実施していきますが、起債額を超えて実施する必要があると考えております。また、将来的には抑えた分についてどこで負担していくか、超えた部分についてどこで負担していただくかの検討も必要かと考えているという答弁がありました。

今後の水道事業の見通しについてはどうか。また、一般会計からの財政出動が必要ということなのかという質疑がありました。このままですと赤字となる可能性は十分にあります。不足分について、住民の方に負担をお願いしていくことや、投資を減らすといったことを検討していく必要があると認識している。また、一般会計からの財政出動について、水道料金を上げないということであれば、一般会計からの繰入れをお願いすることになるかと思えますという答弁がありました。

以上で質疑を……

入江康仁議長

近澤議員、ここ、「抑える」と「超えた部分」という違いがある。超えた分じゃなくて、抑えた。意味が違ってくる。

近澤チヅル決算特別委員長

すみません、ごめんなさい。

先ほど反対のことを、課長の答弁の中で、設備投資は今後も実施していきますが、起債額を抑えて実施する必要があると考えています。また、将来的には抑えた部分について、どこで負担していくかの検討も必要かと考えているというふうに訂正させていただきます。失礼いたしました。

続けます。質疑が終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終わります。

入江康仁議長

これで各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

質疑を終わります。

次に、議案第45号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第51号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。
質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

ここで2時まで暫時休憩いたします。

（午後 1時 49分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時 00分）

日程第3

入江康仁議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

それでは、日程第3 議案第43号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第44号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5

入江康仁議長

次に、日程第 5 議案第45号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第 6 議案第 46 号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 6 議案第 46 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第 47 号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第48号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和4年度分）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第51号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を
願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第52号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題と
いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第53号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第54号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第55号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第56号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 認定第1号 令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第18 認定第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第19 認定第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 認定第4号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第20 認定第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第21 認定第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

入江康仁議長

ここで、追加議事日程表の配付のため、この場で暫時休憩いたします。

（午後 2時 17分）

入江康仁議長

配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

配付漏れはないようですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 19分)

日程の追加

入江康仁議長

町長から追加議案2件と、各常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件と閉会中の継続調査申出書を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

次に、追加議案2件の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

お諮りします。

追加議案2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第57号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その１）請負契約の締結についてであります。汐ノ津呂排水機場を整備するため、令和５年12月７日に入札執行した汐ノ津呂排水機場整備工事（その１）請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 令和５年度紀北町一般会計補正予算（第６号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億8,952万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,136万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、２件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第57号の内容説明を求めます。

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

それでは、議案第57号汐ノ津呂排水機場整備工事（その１）請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の１ページをお願いいたします。

議案第57号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その１）請負契約の締結について次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 汐ノ津呂排水機場整備工事（その１）

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3億2,670万円
- 4 契約の相手方 塩谷・五味・岡本特定建設工事共同企業体
- 代表者 三重県北牟婁郡紀北町相賀299番地1
- 株式会社塩谷組 代表取締役 村田 和隆

令和5年12月15日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、汐ノ津呂排水機場を整備するため令和5年12月7日に入札執行した汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます

まず、汐ノ津呂排水機場整備工事につきましては3か年で計画しており、今回、工事名に（その1）とさせていただきました。これは、汐ノ津呂排水機場整備工事として一括発注するのではなく、工事工程も加味して各年度ごとに工事を発注することで、地元業者が入札参加をしやすいことを目的としております。

また、本入札への参加資格を特定建設工事共同企業体といたしました。

こちらにつきましては、紀北町特定建設工事共同企業体取扱要綱第3条（対象工事）第1項第1号において、「土木工事の規模は、工事設計金額が3億円以上の工事とする。」となっており、この規定に基づき、特定建設工事共同企業体として発注いたしました。

企業体の条件は、紀北町入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されているなど、町内の企業による共同企業体といたしました。

なお、今回追加議案として上程させていただいた経緯につきましては、汐ノ津呂排水機場の全体事業の詳細設計を基に計画当初より実施しておりましたが、三重県河川課との最終的な協議に時間を要したことや、積算業務を実施していただいていた中で、資材価格の高額なものについては資材価格特別調査を加える必要が生じ、時間を要しました。また、工事設計金額が3億円以上の工事であり、特定建設工事企業体として発注することもあり、見積り期間の猶予や質問期間を多く取っていることなどで遅くなってしまいました。次年度以降の工事発注につきましては、少しでも早く発注させていただきたいと考えております。

それでは、工事内容を説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

資料１といたしまして、工事費、工事概要、工期についての説明となっております。

まず、工事費であります、請負金額ですが３億２,６７０万円であります。これは工事価格の２億９,７００万円に１０％の消費税２,９７０万円を加えたものであります。

一般競争入札により１社の参加があり、塩谷・五味・岡本特定建設工事共同企業体が落札いたしました。予定価格３億３,７０５万７,６００円に対する落札率は９６.９２７％であります。

次に、工事の概要でございますが、土木工事の主な工事内容につきましては、吸水槽、呑口導流部、沈砂池、吐水槽の設置工事、まず吸水槽については、吸水槽（Ｌ９,４００×Ｂ３,６００×Ｈ７,０００）を１か所、場所打杭といたしましてφ１,０００、Ｌ＝３５ｍを６本、仮設工といたしまして鋼矢板Ⅳ型Ｌ１３ｍで、呑口導流部は呑口導流部（Ｌ７,２００×Ｂ３,６００×Ｈ５,７００）を１か所、場所打杭（φ１,０００　Ｌ＝３６ｍ）を４本です。

沈砂池は、かご枠（Ｈ５００×Ｂ１,０００）　Ｌ＝１０６ｍ、仮設工として鋼矢板Ⅳ型　Ｌ＝９.５ｍ、吐水槽は、吐水槽（Ｌ３,６００×Ｂ３,６００×Ｈ６,２００）を１か所、場所打杭（φ１,０００　　Ｌ＝３７ｍ）を４本、仮設工として鋼矢板Ⅲ型　Ｌ＝８.５ｍ、１０ｍとなっております。

次に、鋼製付属設備工事として鋼製付属設備スクリーン（Ｂ３,６００×Ｈ５,７００）を１か所設置します。

工期につきましては、議会の議決の日から令和６年１２月８日までを予定しております。

議案書３ページをお願いいたします。

資料２であります、汐ノ津呂排水機場整備工事（その１）の工事費と工事概要の設計概要でございます。

まず、工事費に関しましては、設計金額が３億３,７０５万７,６００円であります。この設計金額は、工事価格の３億６４１万６,０００円に１０％の消費税３,０６４万１,６００円を加えたものであります。

次に、工事概要に対する工事価格でございますが、土木工事に対する工事価格は２億９,９２１万円、鋼製付属設備工事に対する工事価格は７２０万６,０００円でございます。

続きまして、議案書の４ページをお願いいたします。

資料３の平面図でございますが、赤色表示の部分が今回施工箇所となっており、図面の下側の左から沈砂池、呑口導流部、吸水槽の施工箇所となっており、また、呑口導流部の幾数もの横線が図示されております部分が鋼製付属設備のスクリーン設置箇所となります。

同じく、図面の上方に赤色表示されているものが吐水槽の設置箇所となります。

議案書の５ページから７ページの資料４、資料５、資料６につきましては断面図となっております。また、議案書の８ページの資料７につきましては、緑色表示しております部分が

仮設工の位置となっております。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

続いて、議案第58号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第58号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,952万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,136万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金2億1,277万7,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業（補正分）と地域生活応援商品券事業（補正分）にそれぞれ財源充当しております。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は7,674万9,000円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は12億2,813万3,000円となります。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は2億140万円を増額するものでありますが、物価高騰対応重点支援給付金事業（補正分）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るために、国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、住民税非課税世帯2,800世帯に対し1世帯当たり7万円を給付するもので、それに伴い、電算委託料や印刷代、郵送代等を計上するものでございます。

8ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は8,812万6,000円を増額するものでありますが、地域生活応援商品券事業（補正分）は、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の皆様の負担軽減と地域経済の活性化を目的に、国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、町内の全世帯に対し、1世帯当たり1万円の支援を商品券により行うものでございます。

11月1日時点で7,716世帯が対象であり、それに伴い、封筒等の消耗品、郵送代、事業実施にご協力いただくみえ熊野古道商工会への商品券発送等事業委託料や事務費を含む事業補助金を計上するものでございます。

以上で、議案第58号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 議案第57号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負契約の締結について

てを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2

入江康仁議長

次に、追加日程第2 議案第58号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

8ページ、商工費で質疑させていただきます。

先ほど町民や商店の方に、物価高で全世帯に、7,716世帯に商品券を配布するということですが、年末を控えておりますが、実際に通信運搬費の額が372万6,000円ということで高額になっているので、商工会へということでしたが、お伺いします。実際に商品券が配られる時期がいつからスタートして、町民の皆さんの世帯に届くのはいつ頃になるのかお伺いします。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えさせていただきます。

この地域生活応援商品券につきましては、先ほども説明させていただいたんですけれども、町内の全世帯に1万円ということでございます。そして、事務費としまして660万円を計上させていただいております。

その他、消耗品、通信運搬費のほうで、先ほど言われたとおりに金額が372万6,000円となっておりますんですけれども、これに関しては、商品券を発送する際の郵便局にお願いする通信運搬費となっております。

それから、発送時期なんですけれども、これに関しましては、商工会さんとも相談させていただきまして、できるだけ早い時期の発送とさせていただきたいと思っておりますけれども、一応できるだけ早い時期というふうにさせていただきたいと思っております。

ただ、これから年末、年度末とかなり繁忙期になってきてしまいますので、その辺のこともありますし、実際に受けていただく事業者ですね。事業者の募集もございますので、そういった期間も含めて、できるだけ早い時期に発送というふうなことで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

できるだけ早くお願いしたいのはそのとおりなんですけれども、大体いつ頃になるのか、年内は無理というのは分かっているんですけれども、手に届くのはいつ頃になるのかというのと、先ほど財政課長は商工会とおっしゃったような気がしたんですけれども、今、郵便局ということで、通信運搬費ですね。書留でもこの費用にはならないような気がするんですけれども、今回新たな取組があるのかなという、郵便局に委託する分ですね。お伺いしたいのと、先ほど決算の報告をさせていただいたんですけれども、小規模事業者の方、地元の商店街とか飲食業、外食、地元の方で頑張っておられる方に対して、前回まで3分の1ということでしたが、地元の業者さんからは、もっと自分たちのところにこの商品券の利用者が回ってくるようにしてほしいという要望も以前から聞いておりますが、今回そういう、いわゆる地元大手のところと小規模事業者の方に対して、半分ずつとか、そういう枠は設けないのかどうかお尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回も、今までと同様の商品券の取扱いのような形になります。それは、以前のときも申し上げました。当町におけるそういう大手の、俗に言う大きなところは食料品とかそういった日常生活に密着しておりますので、そういった面からすると、例えば家電屋さんの大きなところで使われるとかそういうことではございませんので、物価高騰等について、そういったところでもお求めいただけるように区分はしていないということです。どちらかというよりね。区分はしていないということ。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

発送方法に関しましては、郵便局さんをお願いをしておりますけれども、前回までは簡易書留の発送でございました。今回は世帯主に対してゆうパックの発送を予定してございます。その違いで金額の差が出てございます。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

コロナ禍に入って、政府のこういう生活の必需品ですね。僕はなぜ商工会がカバーするのかということに非常に前から疑問を持っておりました。町が直接やればいい。結局、ミスが出た場合に、私を感じるのに、商工会が責任を持たんなん。

もう一点は、換金する場合に、今はなかったですけども、海山区では4階かな、商工会があるのは。一々4階まで上がとった。だから、総合支所で換金できる。換金するというのは、使った人が、業者が換金することを言っとんですよ、今、私は。なぜ町がしないのかということは非常に不思議でなりません。その辺に対するご答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

どちらがしますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ございません。その券を使える業者さんとかそういったものの調整も必要でございますので、商工の団体である商工会にお任せしております。

また、換金につきましても、責任とかそういう意味ではなしに、そういった業者と接点の近い商工会をお願いしているということでご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

今のは答弁になっていない。海山区は、換金する場合、業者が受け取って、チケットをね。商工会へ行くわけでしょう。だから、商工会は何か所で換金できるんですか。商工会をかますことによって、商工会はええわさ。これだけでお金が入ってくるんやったら。NPOやったら私したいわ、こんなもの。商工会をかますこと自体が、町のいわゆる執行部の結局リスクをそごうとしするように私は思える。町が出したらええんや、こんなのは。どうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ございません。できるだけ早く届けたいということでは、そういった商工関係と一番深いところで取り扱っていただくことが、よりスムーズに業者の方、また町民の皆

さんの利便につながるものだと思っております。

先ほど申し上げたように、商店との兼ね合い等もございますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

町長、今の答弁、答弁になっていないんですよね。要するに、町が……

入江康仁議長

瀧本議員、これ1回は別に取りますので。答弁になっていないということで。

10番 瀧本攻議員

答弁になっていない。

入江康仁議長

しっかり取ります。

10番 瀧本攻議員

何でいわゆる町ができないんですかと、直接、ダイレクトに。郵便局が結局あれでやるわけでしょう。それと換金場所はどこどこですかと。だから、商工会だったら引本行かんなんですよ、これ。昔は4階まで上がりよったんや。だから、換金場所はどこなんですかと。だから、どういうふうな換金場所が商工会とするんやったら。僕は町がやったらええと思う。総合支所で換えたらええことやで。極端に言ったら総合支所、それから、例えば図書館辺りを使ってもええわ。ちょっと、住民のもらう人は使えるでいいよ。そのもらった業者は換金せんなんやろ、それ。そうでしょう。その辺の答弁。換金場所のことね。

それで、これは僕は納得できん。町がしないということは。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これまでも商工会でやっていただいて、ノウハウ等もみんな持っておりますし、場所につきましては、商工会と、海山のほうは支所になりますが、階段は上っていただかなければいけないとは思いますが、そこで取扱いに慣れておりますので、そちらのほうにお願いしたいということです。

入江康仁議長

もう一回いいです。

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

町長、前のときに4階まで上がとったんですよ。それで不評になって、商工会が1階へ下りてきたんですよ。だから、換金場所はどこどこですかということを僕は聞いとるんです。

商工会に丸投げして、町は何も努力しとらへんのや、こんなもの。こんなことではやっぱり住民目線じゃない。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

商工会のほうに下に、1階に下りていただいたということでございますが、換金に行く上では大変ご迷惑はおかけいたしますが、商工会のほうともその辺も、場所の問題等もあろうかと思しますので、またお話もさせていただきたいと思います。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第3

入江康仁議長

次に、追加日程第3 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、別紙のとおり、令和6年11月30日までの間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました本定例会では、本日まで終始ご熱心なご審議によりまして、上程いたしました全議案につきまして原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございます。

本議会におきまして賜りましたご意見等を踏まえ、令和6年度の当初予算編成を進め、より一層効果的な施策を講じるよう力を注ぐとともに、行政課題には丁寧に対処してまいり所存でございます。

また、本年はインフルエンザが例年よりも早く流行しておりまして、年末年始は人とお会いする機会も増えることと思いますので、町民の皆様並びに議員の皆様方におかれましては、体調管理に十分お気を付けていただきたいと思います。

最後になりますが、本年も残すところ僅かとなりました。議員の皆様の1年のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和5年12月議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月5日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なご審議をいただき、無事閉会できたことを心からお礼申し上げます。

本定例会中の議案審議や一般質問の際に議員からありました意見や提言等については、十分吟味していただき、今後の行政運営の参考にさせていただきますようお願いを申し上げます。

また、町民の皆様におかれましては、今年1年間、議会に対するご理解とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

これから寒さも厳しくなります。インフルエンザ等の流行も気になるところでございますが、健康には十分ご留意いただき、よき新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

入江康仁議長

これもちまして、令和5年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時 56分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6 年 3 月 14 日

紀北町議会議長 入江 康仁

紀北町議会議員 樋口 泰生

紀北町議会議員 瀧本 攻